紛失一般旅券等届出書

紛失・盗難・焼失

厳（折り曲げ禁）

受理年月日	年 月 日	受理番号	
窓口記入欄			

注意
一、太枠内の所定の欄に黒インク（黒ボールペンでも可）で枠からはみ出さないよう記入してください。
二、※のある欄では□内に✓印を、その他の欄はかい書体により（署名の欄は除く）記入してください。
三、この用紙は機械で読み取りますので折らないでください。折った場合は、届出書に改めて記入をお願いする場合もあります。
四、この届出書の提出後は、当該旅券は失効し、使用できなくなるため、当該旅券を発見したこと等による届出書の取り下げは認められません。
五、届出書の個人情報は、海外での事故の際の援護等旅券発給以外の公の目的に利用されることがあります。

写真
4±2
34±2
17±2

注意
1. 名義人本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm（ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm）

名義人氏名（左詰めで記入）

ヨミカタ（カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ガ」「パ」等と記入してください。）

姓（戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください） 名

ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。（枠が足りない場合は窓口に申し出てください）

姓

名

紛失等した旅券申請時の所持人自署

（枠からはみ出さないように署名してください）

性別 ※ 0 男 1 女（該当する枠内に✓印を記入してください）

生年月日 ※ 2 明治 3 大正 4 昭和 5 平成 — 年 月 日（年月日が一桁の場合は十の位に0を記入）

本籍（都道府県名を左詰めで記入してください）（市区郡以下を記入してください）

紛失、盗難又は焼失にあった旅券について記入してください。

この届出を行う理由 ※ 紛失 1 盗難 2 焼失 3（該当する枠内に✓印を記入してください）

旅券番号 記号 数字

発行官庁

発行年月日 西暦で記入 年 月 日

紛失等にあった旅券の名義人氏名が旧姓の方は旧姓をローマ字、左詰めで記入してください。

現住所（住民票に記載の住所）［居所で申請する場合は居所も下段に記入してください］	〒	電話 ( )
		携帯 ( )
	その他勤務先など日中の連絡先	電話 ( )
	〒	電話 ( )
日本国内の緊急連絡先	住所	
	氏名 本人との関係	電話 ( )

紛失等の経緯－紛失、焼失又は盗難被害の時期、場所、状況等を具体的に記載してください。

（いつ）平成 年 月 日 午前・午後 時頃

（どこで）

（どのように）

外務省	
都道府県	

（別記第15号様式）

用紙の大きさはＡ４

裏面も記入してください

（裏面）
この欄も忘れずに記入してください。

外　務　大　臣　殿　　平成　年　月　日届出
在　　大使　総領事　殿

この届出書の記載は事実に相違なく、旅券法第17条第1項の規定により届け出ます。また、同法第18条第1項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

旅券名義人署名　　**法定代理人（親権者、後見人など）署名**

（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。）

注意事項

1．この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。
2．この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

提出書類	☐警察盗難届出立証書　☐遺失物届出立証書　☐罹災証明　☐その他（　　）

本人確認欄

（1点でよい書類）
- ☐ 日本国旅券
- ☐ 運転免許証
- ☐ 住基カード(写真付き)
- ☐ 船員手帳
- ☐ 海技免状
- ☐ 猟銃等所持許可証
- ☐ 戦傷病者手帳
- ☐ 宅建取引主任者証
- ☐ 電気工事士免状
- ☐ 無線従事者免許証
- ☐ 官公庁職員身分証明書
- ☐ 身体障害者手帳（偽造防止、写真付き）

（2点必要な書類）
- ☐ 健康保険証
- ☐ 国民健康保険証
- ☐ 船員保険証
- ☐ 共済組合員証
- ☐ 年金証書等
- ☐ 介護保険証
- ☐ 印鑑登録証明書及び実印
- ☐ 後期高齢者医療被保険者証
- ☐ その他写真付きの身分証明書（学生証、社員証、公的な資格証明書など）
- ☐ 一時帰国者

官公庁記載欄

☐本人　☐代理

届出に必要な書類等（住基ネット未加入の市町村の住民の方等、住民票の写しが必要な場合があります。）
一、写真　一葉
二、本人確認のための書類（運転免許証等の場合は一点、健康保険証等の場合は二点、有効な原本に限る）
三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類
四、その他特に必要とされる書類

（平成二十六年一月改正）